

報告第 7 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

上越市長 中 川 幹 太

専決第11号

上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分書

上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日専決

上越市長 中 川 幹 太

上越市市税条例及び上越市都市計画税条例の一部を改正する条例

（上越市市税条例の一部改正）

第1条 上越市市税条例（昭和46年上越市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第47条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第80条第2項中「によって」を「により」に、「必要とする」を「受けようとする」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第143条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第143条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第3条の4の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第3条の4の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定す

る親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第28条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第4条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第5条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第5条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第5条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第22条、第24条から第25条の2まで、附則第3条の4第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、前条及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第2項、第44条の5第1項及び前条の規定の適用については、第24条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第44条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第5条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第34条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則

第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第33条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第33条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第33条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第44条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第5条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第44条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に

普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第44条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間

においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
 - 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第44条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収

に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第44条の5第2項の規定により読み替えられた第44条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第44条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第5条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条、第24条から第25条の2まで、附則第3条の4第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、附則第

5条の4及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第6条第2項中「前条」を「附則第5条の4」に改め、同条第3項中「第25条の2第1項」の次に「、附則第5条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第25条の2第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第5条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第6条第2項及び」と、前条中「附則第5条の4及び」とあるのは「附則第5条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第8条の2第6項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条中第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項を第13項とする。

附則第8条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の2の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「附則第14条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第12条の2第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第12条の3の3第3項第1号から第4号までの規定中「附則第12条の3の2第1項」を「附則第12条の3の3第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第12条の4第3項第1号中「第22条」を「第21条」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12

条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１３条第３項に次の１号を加える。

- (5) 附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１３条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１４条第５項に次の１号を加える。

- (5) 附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１４条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１４条の２第２項に次の１号を加える。

- (5) 附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１４条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１４条の８第２項に次の１号を加える。

- (5) 附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１４条の８第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１４条の８の２第２項に次の１号を加える。

- (5) 附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１４条の８の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１４条の８の２第５項に次の１号を加える。

- (5) 附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１４条の８の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１４条の８の３第１項中「第３条の３の２の２第１項」を「第３条の２の２第１項」に改め、同条第２項に次の１号を加える。

- (5) 附則第５条の５及び附則第５条の８の規定の適用については、附則第５条の５第１項及び附則第５条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１４条の８の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１４条の８の３第５項第１号及び第２号中「附則第１４条の８の３第３項」を「附則第１４条の８の３第３項後段」に改め、同項に次の１号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の8の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(上越市都市計画税条例の一部改正)

第2条 上越市都市計画税条例（昭和51年上越市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附則第4項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第3項とする。

附則第5項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第3項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第8項とし、附則第10項を附則第9項とする。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「附則第4項及び第6項」を「附則第3項及び第5項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第3項及び第6項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第4項、第6項及び第7項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第6項から第8項まで」に、「附則第9項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改め、同項を附則

第12項とする。

附則第14項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「附則第14条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第13項とし、附則中第15項を第14項とし、第16項を第15項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の上越市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の上越市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。